


<p>○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の 数及び三分の一の数</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>〃 選挙管理委員会</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県選管告示第四十七号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に関し支出することのできる金額の制限額は、四四、五四一、八〇〇円である。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

◎岡山県選管告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、〇六五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 三〇〇、四〇二
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八三、九八七	数	選挙区	九、二九二	数
		高梁市				

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡 津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、五五〇	一六、一三四	一四、六四〇	一七、七四四	三七、三三七	一三四、三〇五	四六、五一二	二六、七八九	三九、六九八
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、八四三	一三、一五三	八、七九六	一三、八一六	一二、四二五	一〇、七七一	一四、六七三	八、九七六